

2025 年 9 月トピック

付加価値税軽減率7%の2026年9月30日までの延長

番号：ポー・チャー・ソー 34/2568

日付：2025 年 9 月 9 日

件名：付加価値税軽減率 7 % の 2026 年 9 月 30 日までの延長

.....
.....

2025 年 9 月 9 日、内閣は、現行の付加価値税軽減率 7% の適用期間を 1 年間延長する
とした、付加価値税率軽減に関する歳入法典に基づく勅令（第…号）の草案を承認した。

タイ歳入局長官ピンサイ・スラサワディ氏は、現付加価値税軽減率 7 % の適用期間
が 2025 年 9 月 30 日をもって終了する旨を発表した。これを受け、財務省歳入局
は、国民及び事業者の信頼醸成並びに国家経済の持続的成長を支援する観点から、
付加価値税軽減率 7 %（地方税を含む）に関する歳入法典に基づく勅令（第…号）
草案を起草し、2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの 1 年間、当該措置を
延長する旨を提案した。

タイ歳入局長官ピンサイ・スラサワディ氏は「付加価値税軽減率の延長は、国内消費
の持続を促進し、ひいては我々の目標に沿った国家経済の成長を支えることとなる
」と述べた。

本件に関する照会は、全国の歳入局または歳入局インテリジェンスセンター（電話
番号：1161）までお問い合わせください。